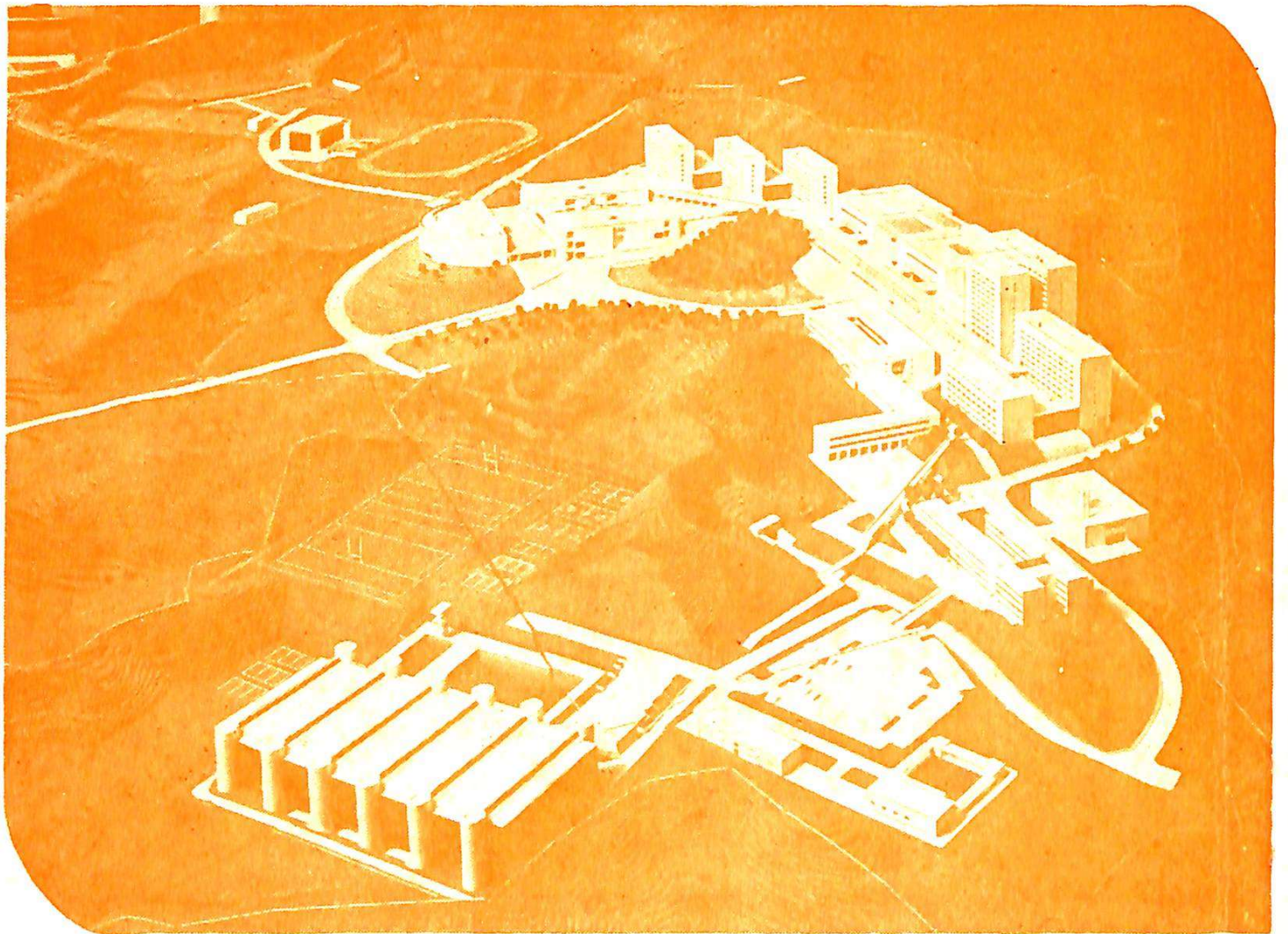


# 曹法大

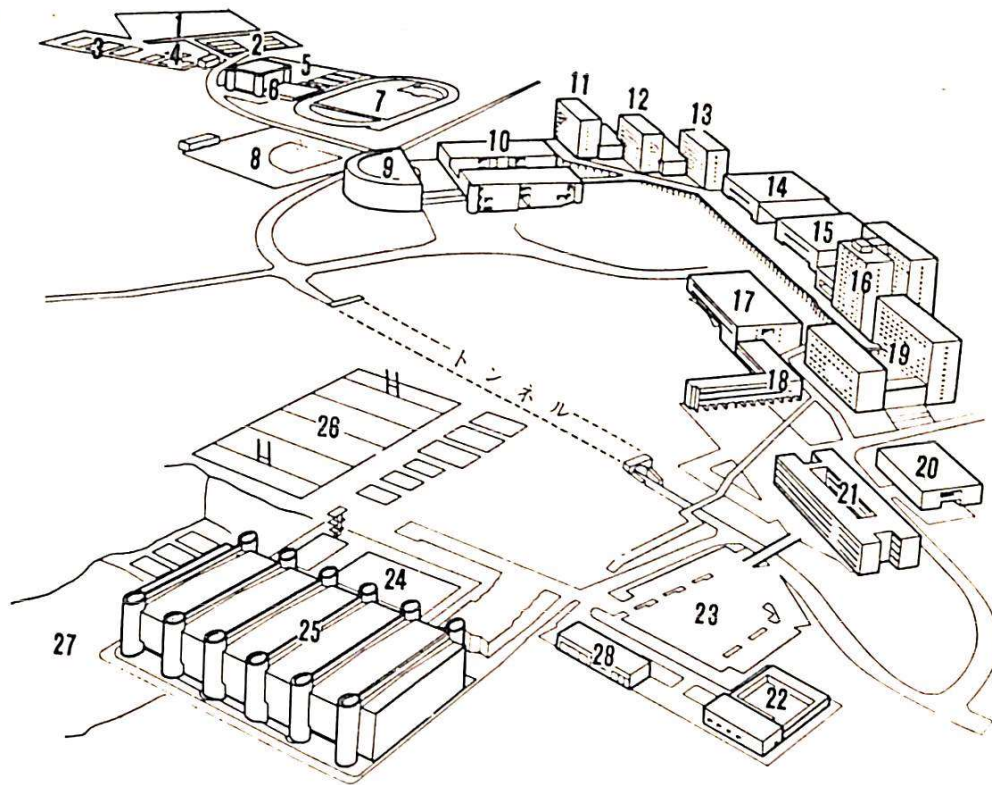
第 3 集



1975. 4

中央大学法曹会

安子



- |               |              |
|---------------|--------------|
| 1 サッカー場       | 15 図書館       |
| 2 テニス場        | 16 研究棟       |
| 3 ハンドボール場     | 17 本部棟       |
| 4 テニス場        | 18 福利厚生棟     |
| 5 一般学生用フィールド場 | 19 文学部総合棟    |
| 6 第2体育館       | 20 エネルギープラント |
| 7 陸上競技場       | 21 学生関係施設    |
| 8 野球場         | 22 弓道場       |
| 9 大大教室棟       | 23 駐車場       |
| 10 大教室棟       | 24 プール       |
| 11 経済学部棟      | 25 第1体育館     |
| 12 法学部棟       | 26 ラグビー場     |
| 13 商学部棟       | 27 馬場        |
| 14 食堂棟        | 28 サークル別棟    |

中大法曹 第三号目次

■ 表紙題字 松井 宣  
 ■ 表紙写真 中大多摩校舎完成予想写真

偶感	幹事長 松井 宣	1
「中大法曹」第三号の発刊に当って	中央大学学員会々長 谷村 唯一郎	5
母校の現状について	中央大学理事長総長職務代行 渋谷 健一	7
新春雑感 ―学費改訂をめぐる現在の学内情勢に寄せる―	中央大学学長 戸田 修三	13
大学問題特別委員会報告	委員長 石井 一郎	16
富田喜作さんの思い出	大塚 喜一郎	29
提言	清水 繁一	32
中大法曹会に望むこと	安藤 章	34
「学員主権論」への反省	本間 崇	37
中大法曹会の使命	中津 靖夫	41
長い一日	市橋 千鶴子	43
弁護士の卵からの手紙	深沢 隆之	46
中央大学法曹会会則		49
中央大学法曹会事務局規程		52
中央大学法曹会役員・委員等名簿		54
東京都内勤務学員裁判官名簿		59
東京高検管内勤務学員検察官名簿		60
あとがき	信部 高雄	64





## 偶 感

幹事長 松 井 宣

一、中央大学法曹会が創立（昭和二十六年・一九五一）されてからやがて四半世紀に達しようとしている。昭和二十六年といえば終戦直後の窮乏からやや復興し糸へん景気好調となった時で国内では児童憲章が制定され、サンフランシスコで、対日講和会議がもたれた年である。在京の朝野の法曹學員が一本に固く結ばれるまでに母校創立（一八八五年・明治十八年）の年、即ち太政官制度が廃止され内閣制度が制定された年から六十数年を経ていることを思うと「一日にしてならないのはローマ許りではない」との感を深くする。

二、去るものは日々にくとという。昭和四十四年（一九六九）はどんな年であったかと自問してみると得手勝手なもので、たまたま鈴木近治君等とアメリカに遊んだ個人的なことが頭に浮かんで、宇宙船アポロ十一号が月より月の岩を持ちかえった時でそのデモンストレーションに紐育で遭遇したことが思い出される。日本は「いざなぎ景気継続新記録」で、公害白書が始めて発表された年であり、学園紛争拡大の年で大学運営臨時措置法（大学法）が強行可決された年でもあった。それは又、マンモス化された大学のあり方につき教育の原点にかえり且は遠き未来を思ん計って問い直されねばならぬことを意味した。母校に於ても研教審から「大学改革についての基

本的姿勢」(第一次討議資料)が発表された年でもあった。然し、私が昭和四十四年はどんな年であったかと敢えて自問したのは吾が中央大学法曹会がヤングパワーの自覚により会則改正を行った年で、会が学員の親睦団体で母校の興隆に寄与すると共に社会的使命として司法の発展に寄与することを目的とし委員会活動を規定し、実践性を深めることとなった年で、その成果は、より今後に期待されるものではあるが、その意味において中大法曹史に忘れ難い年であると思うからに外ならない。

三、会報「中大法曹」創刊号が昭和四十六年(一九七一)に誕生し、「中大法曹会の歴史と展望」が行われた。

(この年沖繩返還協定調印、繊維産業界は対米繊維輸出自主規制宣言発表、アメリカはドル防衛策を発表、欧州の通貨不安が高まった。) 続いて二号、昭和四十八年(一九七三)(この年筑波大学法成立、石油危機、異常インフレ発生) さるにても世のうつろいの激しさよ、とまれ、ここに会報三号が健やかに誕生するについては、先輩並びに深くつながる学員各位に満腔の謝意を表する次第である。

四、昭和五十年(一九七五)は、如何なる年となるか、世は国際的インフレの波にもまれて、はてしもないかに見える、国民総反省を求められている。そのさ中、母校は創立九十周年を迎え、多摩校地への校舎建設を何が何でも果さねばならなくなった。

大学は改善され、充実されねばならない。現在の大学は、学問の研究と共に職業教育と人間教育をする場所であり、生涯教育の要望にこたえる教育の中枢機関となるべきではなからうか。

数年来、欧米の大学関係者の間で「ポロニーヤの伝統にかえれ」ということがよくいわれているという。ポロニーヤは中世の初めごろか商業活動の盛んな北イタリアの都市で、商取引に必要な法律の考え方などが市民の間で勉強されてきたのが起源でポロニーヤ大学が誕生し、大学都市が形成されたといい、十一世紀には市民法学者イルネリウスなどが学生を集めて講義をし、十二世紀になってポロニーヤは集まった学者や学生がフレデリッ

ク一世から「学問に励む学生集団(組合)」としての権利を認められた。これがウニベルシタス(ラテン語)で自治機能を持って居り、これがユニバーシティという大学の語源となっているという。このことは、法科の中大の出身者である吾々にとって限りない興味を呼ぶ。

新しい大学の構想に共通するものは、大学を地域社会の都市のように考えて自治的な機能をもつことと、教授と学生が同じところで生活し勉強するという生活共同体の考え方であるという。多摩校舎が実現しても未だそのすべてに答えるには程遠いが、この実現は私学としては新しい大学としての一步を踏み出すことになるのではあるまいか。苦難をこえて先ず多摩校舎の完成が待望される。

昨夏、私はバンクーバーで故新渡戸稲造博士が教鞭をとられたブリティッシュコロンビア大学、南米の文化都市サンパウロを象徴するサンパウロ大学、美しい壁画で世に知られるメキシコ大学のキャンパスを訪れる機会を得た。目をみはるその広大なキャンパスと大学都市の機能を国土狭小な我が国でしかも一私学に求めるのは無理であろうが、多摩校舎への発展は、母校の新しい百年の計への一端となろう。

大学の学問の研究も人材の養成も、はたまた社会への奉仕も、漸次、国際的視野に於てなされねばならず、教育工学を駆使することによって私どもで果せなかった真に国際的活動力を持ち渉外的発展力ある青年が養成されることが望まれる。それがためには外国語も英独仏語にとどまらず、中国語・スペイン語はもとよりインドネシア語、スワヒリ語、ロシア語等々の選択的教育が必要になろう。

昨年の中南米法曹事情視察旅行のメキシコの最後の夜、マデロとサンファン・デ・レトランの交差点にあるラテンアメリカ随一の超高層ビル四十三階建のラテンアメリカ塔の夕食の席に思いもかけず法学部出身の學員島田正義君と同じく學員である夫人静子さん(旧姓藤島)の来訪を受けた。同君等もここで多数の學員にあうことは思いがけないことであつたらう。夫人の話ではこの町の知人である學員は六人のみ、然し青年活動の天地として

将来益々期待がもてるとのこと、若い人をドシドシ送って下さいと若い學員の雄飛を大いに期待された。私学は特徴を持ち、卒業生は未開拓の分野を意欲的に切り開いていってこそ、官学に勝る発展ができよう。中南米に於ては多くは大学の法学部を卒業することは法曹の資格を持つことにつながり、日本の司法試験のような激烈な競争はない。ブラジルでは二世の植木茂彬氏（三十八才、弁護士）が鉦山動力相として活躍して居られるという。法曹會員の二世三世にも彼の広大な新天地に飛躍される方々が出れば愉快極まりないことであるから、多摩校舎の完成された後の中央大学に於ては、国際性をもった教育が行われるよう今から祈念する次第である。





## 「中大法曹」第三号の発刊に当つて

中央大学学員会会長 谷村 唯一郎

この度中大法曹会々報第三号が発刊されますことは、洵に結構なことであります。私は昭和四十六年創刊号の発刊に当りその趣旨に照らし極めて有益で機宜を得た企画であると思ひ祝辞を申述べたのでありますが、その後第二号を経てこの度第三号の発刊を見るに至りましたことは執行部各位の御努力の結晶であると考え深く敬意を表すものであります。

中大法曹会は中大出身法曹の親睦乃至研究団体として昭和二十六年に創立せられ既に二十五年の歳月を経過しております。会員の数は裁判官、検察官、弁護士等各法曹を合せて二千名余に上り学員等の支部としても極めて有力な存在であります。そして会員の各位がそれぞれの分野においてわが国司法の発達改善或は人権擁護のために大きな貢献をしておられることは周知の事実であります。中大出身の法曹の数は全国法曹人口の約三分の一を占め更に年々多数の司法試験合格者を出し会員数が増えて行きますのでやがて全国法曹の半数がわが中大の出身者になる日もそう遠くないと考えます。

思うに民主々義国家の基盤を為すものは、国内の秩序の維持と基本的人権の擁護にあると思ひます。国内の秩序

---

が保たれて初めて市民は安んじてその業に励むことが出来、これによって産業経済の発展と平和が招来するのであります。法曹会々員の各位がそれぞれの御立場において法曹の聖職に努力され、且つ力を合せて会の発展と母校の興隆に御尽力下さるよう御願いを申上げる次第であります。

以上会報第三号発刊にあたり所感の一端を申述べて祝辞に代えさせて頂きます。



## 母校の現況について

中央大学理事長  
総長職務代行

渋谷 健一

中央大学法曹会が今年で二十四回目の誕生を迎えられ二、〇〇〇余名の会員各位が、わが国法曹会の第一線で法秩序の維持と社会正義実現のため、日夜ご活躍なされておられますことはご同慶の至りでありますとともに、「法科の中央大学」の伝統を継承されて今日に至っておりますことは、大学人といたしましても心から慶んでいる次第でございます。また学内におきましては、谷村唯一郎顧問、荻山虎雄評議員会議長をはじめといたしまして多数の会員の方々が、評議員会・理事会の要職を占められ、学員会におきましても会長、副会長、幹事、協議員として、ともに本学発展のために大いなるご尽力を賜っておりますことは、ただ、ただ感謝のほかございません。この機会に紙上をお借りいたしまして、改めて厚くお礼を申しあげます。

私は去る昭和四十八年十二月十六日の評議員会の理事補充選任決議に基づき理事に補充され、同年同月の二十八日に就任いたしましたのでありますが、翌四十九年二月十八日に当時の理事長・総長職務代行の堂野達也先生から辞表の提出がございました。当時堂野先生は、皆様もご承知のとおり「日本弁護士連合会の会長候補」として多数の方々から強く推されておりました事情から、理事会で辞表が受理され、その後任に不肖私が選任されたのでございま

す。浅学非才の私が、この大任を受けるかどうか大変躊躇いたしましたのでございますが、本学の山積する諸問題を考え、理事長職の一日もゆるがせにできない事情に鑑み敢えて理事会の決定を受け現在に至っているのでございます。現在の理事会は昭和四十七年五月二十六日に就任し任期中大塚喜一郎理事長（最高裁判所判事）堂野達也理事長（日本弁護士連合会会長）そして私と、三回理事長の交替がありましたけれども、理事会発足当時の三つの重要施策事項が一貫して踏襲され、これが実現のため懸命の努力を重ねてまいりました。

まず第一に学内の正常化であります。当時本学が不正常的な状態にある大きな原因の一つは、一部暴力学生に占拠されている代々木学生寮があるとされておりました。この寮には当時、常時六〇名ぐらいの本学新左翼系学生と同系統と目される他大学生とが混宿し、ときによっては一二〇名から一三〇名の暴力学生が宿泊し、暴力集団の拠点となっておりまして、本学あるいは他の施設を襲撃するばかりでなく、地域住民にも多大の迷惑をかけておりましたが、その後東京地方裁判所の仮処分決定に基づく仮処分の執行、本訴の提起等の法的手段によりまして、大部分が明渡して退寮し、残る三名も来る三月末日までに明渡すことになっております。長い間、近隣住民ならびに社会に迷惑をかけ、大学の行事計画を妨害し、学員の皆様にもご心配をかけておりました代々木学生寮問題もこれをもって全面的に解決されることになったわけでありまして。この代々木学生寮は、第一寮から第六寮および食堂棟の七棟ございますが、第六寮（鉄筋四階建）を残して他の木造寮を来る三月末日までに全部とり毀すことを決定し、去る一月二十一日に第一寮のとり毀しに着手いたしております。

このように法的手段によりまして全面的な解決を見るに至りましたのも、本学の代理人となって日夜をわかたぬご尽力を賜りました阿部三郎、中利太郎、佐藤義行、鹿道正和の四弁護士のお陰によるものでございます。この紙上をお借りいたしましたしてお礼を申しあげたいと存じます。

本学不正常的の要因の一つでございました代々木学生寮問題も皆様のお力添えによりまして払拭することができま

したが、学内の正常化は遺憾ながらまだまだの感がございます。それは、学内における一部学生の暴力的活動に起因しているものであります。私どもといたしましても、今後さらに教学執行部ならびに教・職員と協力いたしましてほんとうの意味での正常化をはかって行く所存であります。

第二に赤字財政の解消についてでございます。学園紛争の発端となりました昭和四十三年度の学費改訂の白紙撤回から本学の財政事情は大変逼迫しておりました。しかしこれ以上放任することは、赤字が増大するばかりでなく、本学の在立自体が危くなるという非常事態に直面いたしておりました。国庫補助にも多くの期待ができない事情から、危殆に瀕する本学の財政のたて直しは、遺憾ながら学生の納付金に頼る他にないと判断いたしました。非常な決意をもって改訂の方針を固め、学内諸機関ならびに教職員の協力を得て昭和四十八年度入学生から学費の改訂を行なったのであります。しかし一昨年十二月のオイル・ショック以来の諸物価の高騰、人件費の増大が著るしく、またまた本学の財政は危殆に瀕したわけであります。もち論この間、関係当局に対する私学の経常費補助増額運動を強力に推し進めてまいったのでございます。特に昭和五十年年度に向けて私立大学連盟を中心とする全私学連合は二千六百三十九億三千万円の助成を要求しましたが、文部省の大蔵省に対する概算要求は一千二百五億円に縮減され、さらに大蔵省の最終予算額は一千七億円にとどまった次第でございまして、私どもの要求額の半額にも満たない結果となったのでございます。今後はさらに大幅増額運動を展開して行く所存であります。当面する本学の財政危機を乗りきるためには、またしても学生の納付金に頼らざるを得ない事態になったわけであります。そこで私どもは、任期中第二回の学費改訂の方針を決定し、学費改訂の必要性を明らかにし、学内諸機関に諮りまして去る十二月二十二日の理事会において決定し、翌二十三日発表いたしました次第でございまして、この改訂によりまして昭和五十年度の増収分は、総合におきまして学生・生徒の納付金等が十三億九千万円、手数料収入一億八千五百万円、合計十五億七千五百万円になるわけでございます。これによりまして、資金収支上は特別の大幅支出増嵩がないか

ぎり昭和五十年・五十一年度は、研究・教育の水準を維持しうると判断しておりますが、さらにその水準を向上せしめうるよう理事会としましては全精力を傾注したいと決意いたしております。

第三に大学施設の充実についてであります。施設充実問題につきましては、昭和四十一年五月の評議員会におきまして多摩校地に教養課程の移転、二号館の改築等が決定されていたのでありますが、その後の学内事情で実施が不可能の状態で延期されておったのであります。しかし、その後大学設置基準との関係などから、学内施設の総合的な検討を加えた結果、多摩校地の利用を含む大学施設充実に方向を転換することが、中央大学百年の大計を実現する最良の方途であるとの結論に到達し、昭和四十六年学内の教員ならびに職員に諮問し、答申を受け、これを踏まえて学内に教学施設充実問題特別委員会、教学施設充実計画推進本部、施設充実計画実施推進本部と順次発展的に機関を設置して、長期間にわたって慎重に施設充実計画案を策定し、昭和四十八年十二月十六日の評議員会でさきに決定された中央大学施設基本計画の一部変更ならびに中央大学施設充実に実施計画案のご承認をいただいたのであります。そしてこれらの計画を執行するための財源は、充実計画実現の暁に不用となる物件を売却して充当するというものでございました。

しかしさきにも申しあげましたが、一昨年十二月のオイルショック以来の物価の高騰、経済路線の転換によりまして、ご存じのように土地の処分が思うにまかせず、非常に厳しい情勢に直面いたしましたのであります。このときに学内外からいろいろのご意見を受けました。私どもはこれの一つ一つ謙虚に受けとめて、あらゆる角度から慎重に検討を加えてまいりました結果、不転の決意をもって当初の構想を実現するほかに大学施設を充実する機会はないと判断し、去る十二月二十二日の評議員会に施設建設予算基本計画(案)を提案いたしました。ご審議をいただきこれをご承認いただきました。そこでは、非常に困難な時期ではあるけれども慎重着実に、そして万難を排してこの大事業を進められたいとのご承認をいただいたわけでありす。

すでに基本計画、実施設計もできあがっておりますので、愈々建設会社等との間に施設建設実行についての折衝をきびしく行ないまして、近々着工いたしたいと存しております。何分にも約五万坪におよぶ建築と約四万坪におよぶ運動施設の建設で全く文字どおりの大事業ではございますが、法曹会の皆様をはじめ學員各位のご協力をいただきまして、来たる昭和五十一年の末頃までに竣工することを予定いたしております。學員の皆様が最も関心を寄せられておられると思う三点について、以上のとおりご報告申しあげましたが、最近における学生に係わる学内情勢について申しあげますと、本年三月卒業予定者の数は一部六、三八四名、二部三、五六七名、合計九、九五一名でございます、その就職状況はほぼ一〇〇%でございます。ご参考まで、求人会社数を申しあげますと文科系七、五一六社、理工系四、〇二〇社で合計一一、五三六社になっております。ただこのうち不況の影響によって、一流企業中に採用の取り消し、延期あるいは待機といった処置を受けた者もあって大変困惑いたしました。就職部の努力によって該当者への再斡旋をいたしまして一応事なきを得ております。これらの現象については、一大社会問題となって関係当局も慌てているようですが、事は一生の運命を左右する重要な事項でありますので、二度とこのようなことのないように……と念じている次第であります。

次に卒業・学年末試験についてでございますが、前にも申しあげましたように、昨年十二月二十三日に昭和五十年度入学生から学費を改訂することを発表いたしましたところ、本年一月十三日に一部暴力集団が学費改訂の白紙撤回を叫んで、駿河台校舎二号館および春日町校舎をバリケードによって封鎖して研究教育上必要な施設設備を破壊し、昼・夜間部の試験および授業を全面的に阻止する行動に出ましたので、大学はかかる行為を断固として糾弾する一方、学内外の混乱を防ぐために図書館を除き一月二十日以降全館を閉鎖し、各学部教授会の決定によりましてレポート方式に切り替えて実施し、二月十五日から法学部法律学科の試験を皮きりに、入学試験を実施する予定であります。

次に本年度の入学志願者数でございますが、二月十三日現在で全学部六七、〇四九名で、昨年より九、六一四名増加いたしておりますが最終日には七五、〇〇〇名を突破するのではないかと予想しております。この現象は単に本学のみではなく、全国的な一般的傾向のようであります。これは明年度より高等学校のカリキュラムが、全面的改正があるためと言われております。いずれにいたしましても、志願者が年々漸増の傾向にありますことは、誠に喜ばしいことでございます。これもひとえに法曹会の皆様をはじめ学员各位の社会に対する貢献度の高い評価によるものと、深く感謝いたしておる次第でございます。以上、近況を添えて結びいたします。

最後に、法曹会々員各位のご健康をお祈り申しあげます。





## 新春 雑感

——学費改訂をめぐる現在の学内情勢に寄せる——

学 長 戸 田 修 三

現在、私立大学の多くは、学費改訂をめぐり、一部過激派学生の妨害にあって卒業・学年末試験の円滑な実施を阻止され、レポート方式に切りかえるなどして、難局を乗りきろうとしており、本学も決してその例外でないことは、教学の責任の一端を担う者として、まことに遺憾にたえない。法治国家の下にあって、大学が治外法権的な立場を主張しえないことは当然で、内ゲバをはじめ学生の暴力・破壊行為が、白昼堂々と学内で演じられるがごときことは、おそらく一般社会人にはとうてい理解できないのではないかと思われる。十年有余にわたる学内外の暴力に馴らされてしまい、これに対し不感症となっている自己を発見し、ウツゼン 慄然とすることがある。かつて一部「文化人」が、暴力には二通りあり、思想性のある暴力はこれを認めるべきであって、暴力一般を否定すべきではないというような発言をした一時期があったけれども、最近ではこのような考え方を公然と口にする「文化人」は、さすがに数が少なくなった。しかし、意識すると否とにかかわらず、このような考え方は、いわゆる進歩的な文化人の思想の底流として横たわっているのではないかと思われる。また、学問・思想や表現の自由の観点から、しばしば大学人は、学生の暴力否定の姿勢を明確に打ち出すこととかく躊躇しがちであり、若干の抵抗感すらおぼえることも

事実である。そして、それが、学内外の暴力・破壊活動に、客観的には手を貸す結果となる。さらにまた、この学内暴力を口実として、却って学問・思想や表現の自由を制限しなければ暴力の根絶はとうていできないのではないかとこの方向に、世論を導くことにもなりかねないのである。仮りにそうだとするならば、このような優柔不断の態度こそ、暴力温存に奉仕する機能を果たすことにもなるというべきである。それは、ひいては公共の福祉のためには基本的人権の制限もやむをえないというような議論に直線的に発展する。こういった考え方が大道を闊歩し、憲法の精神がなしくずし的に歪曲化されていくことは、大いに警戒しなければならぬ。

「暴力」は、結局、自己の主張の正しさを説得できないという焦燥感により、直接的な手段としてよびおこされたものであって、そこにはなんら理性のうらづけもない。すなわち、「暴力」は、自信のなさや主張の弱さの象徴としてしか、常識人の目には映らないのである。かりそめにも、思想性ある暴力を肯定するようなエセ進歩的文化人の残滓を残さないために、いまこそ暴力を徹底的に否定し、学内の、いなむしる全大学人がそういう共通の意識をもって、全面的にそのキャンペーンをはることが、現在かかえている大学問題を解決するための、有力な手がかりになると確信している。

ところで、本学だけでなく、学費改訂を余儀なくされた他の全私大において、大学構成員が、理性的にすべての英知を傾けて、問題解決のための冷静な話し合いの機会をもつことがかりにできたであろうならば、理性の府としての大学にふさわしい形で、学費問題をはじめ一切の問題が解決されていたはずである。しかるに、他大学と同様、本学においても、暴力問題が背景にあるため、学費改訂の必要性についての「説明会」が、本来の目的にそった形で平静に開催される条件がとっていないなかった。この点は、教学執行部と学生部の見解をもとに、理事者が総合的な観点から判断した結果である。かくして「説明会」を開催しなかったことが、漠然とした不信感のムードを学内に漂わせ、学生の反発を招き、学費値上げの反対運動を盛り上げ、さらに卒業・学年末試験粉碎の口実を与える

結果になっているという批判につながってくる。しかし、法政・明治・立教その他の大学における「説明会」でもみられるように、結局、ヘルメットの過激セクトを相手に、実質的には学生のいう「大衆団交」となり、学生側から一方的に、学費値上げの白紙撤回につきイエスカノーかといった形で、暴力的に要求をつきつけるだけで、冷静に話し合うという姿勢はどこにもみられないのである。そして、ゲバ棒で脅迫し、紙つぶてを投げ、ただ怒号に終始するだけの「説明会」に、果してなんの意味があるのだろうか、はなはだ疑わしいといわねばならぬ。このような方法では、説明会本来の目的は絶対に達せられるはずがなく、お互に索漠たる虚無感と挫折感だけが残るにすぎない。むしろ本学の理事者が、今回の学費改訂について意欲的に発行した説明パンフと、学生部を通じて学生諸君から寄せられた質問に対する回答パンフによって、一般学生には学費改訂の必要性についての説明はかなり詳細になされたはずである。しかるに、これらのパンフに対し、はじめから拒絶反応を示し、一顧だに与えることなく、「説明会」の開催をお題目のようになえ、「説明会」を金科玉条のように要求し、バリケードを構築し、試験を妨害し、はては学長の自宅までしばしば押しかけて抗議集会をもつなど、とても理性的な行動とはいえないのである。ここにいたっては、もはや、「単純暴行」となら選ぶところがないといっても過言ではない。

暴力、破壊に対する万人の怒りを結集して、これを学内正常化への支柱たらしめることを、新春に際してのわたくしの誓いとして。

## 大学問題特別委員会報告書

委員長 石 井 一 郎

中央大学法曹会は昭和四四年七月大学問題特別委員会を設置し、母校中央大学が当面する問題、特に基本規定改正問題について大学当局、及び基本規定検討委員会に対し強力な進言を行うこととした。そして数回に亘る全体委員会、数十回に亘る小委員会の議を経て昭和四五年一二月、基本規定検討委員会に対しわが法曹会の意見を具申したことは中大法曹第二号に詳細報告したとおりである。

ところが昭和四七年六月二九日基本規定検討委員会小委員会より委員長に提出された小委員会報告書によれば、わが法曹会の意見は殆んど採用されていないので、昭和四七年一〇月三日より特別委員会を再開し、小委員会の審議に加わった太田常雄小委員などからその審議の経過を聴取するとともに、検討委員全員に対し、法曹会の意見書を送付して、全体委員会における審議の参考とするよう要請した。

検討委員会はその後昭和四七年一〇月一七日より昭和四九年六月四日まで十数回に亘り、小委員会報告書を中心に基本規定の検討を重ねて来たが、同日一応の検討を終った段階で、学会会の有力支部である当中大法曹会や教職員側の意見を聴聞することとし、当法曹会に対し昭和四九年七月一六日の検討委員会に出席して意見を述べるよう要請して来た。

そこで特別委員は数十回に及ぶ勉強会を開き、検討小委員会報告書を徹底的に研究討議し、中大法曹会独自の意

見書を作成し、幹事会の承認を得た上これを検討委員会に提出するとともに、七月一六日の聴聞会には委員長の外大西保、鈴木秀雄、本間崇、中津靖夫の五委員が出席して右意見書に基き法曹会としての意見を詳細陳述し、且つ主として教職員側委員よりの質疑に応答した。

意見書は後記のとおりである。

なお検討委員会は当法曹会の聴聞に引き続き、昭和四九年一月一二日教職員側の聴聞を行ったが、教職員側からも当法曹会と相反する意見書の提出があったので、特別委員会においては右意見書に対する質問事項を、文書を以て提出し、これに基き目下木戸口久治検討委員が質問続行中である。

昭和四十九年七月

意見書

中央大学法曹会

一、 総長と学長との関係に関する事項

学校法人中央大学には、総長を存置すべきである。

(理由)

(1) 私立学校法第一条は、「この法律は、私立学校の特性にかんがみ、その自主性を重んじ、公共性を高めることによつて、私立学校の健全な発達を図ることを目的とする。」と規定している。同法が私立学校の特性に深く配慮していることはこの第一条の規定上からも明らかであるが、その特性とは何かを先ず確認することが肝要である。

(2) 私立学校就中、私立大学においては、それぞれの建学の精神に基づく独自の伝統と歴史の下に、それぞれの特

色ある学風ないし大学カラーを保有することを誇りとして来た。大学と学生の数が増え、いわゆる開かれた大学へと変貌して来た現代の私立大学にあっては、大学の個性の喪失が云々されるに至ってはいるが、永年の伝統と歴史を誇る私立大学は、今だにその独自の大学カラーを捨て去ってはいない。特定の私立大学への入学を希望する受験生が目標とするものはこの大学の独自の伝統と、その下にある大学カラーと、それらに対する社会的評価であり、且つまたその大学の卒業生が、發揮している社会的活動度合の大きさとその実績である。大学の創始者から、その後継者らによって伝承され培われた独自の学風は、その後の承継者が質的に優れたものであればそれだけ以前にもまして高く評価され、そのことが又伝統をより一層輝かしく形成することともなる。この点において、私立大学は国・公立大学に比べて、学生、卒業生の意識の上で質的な差異を示しているといえよう。大学における研究と学問の場が等しく与えられるからといって、同じ法学、経済学、工学等を修得しようとするにも、専門の教授らの顔触れもさることながら、如何なる伝統の下で学ぼうとするかということは、意識の上で甚しく異なるものであることは否めない事実である。

このように、独自の伝統と学風なくして、私立大学の存立はあり得ないといっても過言ではない。私立学校就中、私立大学の特性とはまさに斯様な点に見出すことができるのである。

- (3) 学校教育法は、教育基本法の前文に掲げた理念に基づいて、大学の目的組織についての規定をおき、その第五十八条第一項には、大学に学長等を置かなければならない旨を定めている。これに対し私立学校法は、右学校教育法のいわば特別法として制定されたものと見られ、私立学校を設置する学校法人についての通則、設立、管理、解散および助成監督につき規定している。

私立大学に、学校教育法にいわゆる学長の他に総長を置くことができるか否かについては、学校教育法の関与するところではなく、又私立学校法上も特段これを妨げる規定は見当らない。従って、総長存置についての可否

は、専ら、中央大学固有の問題として実質的な必要性があるか否かの点から決すべきである。

(4) 総長は、前述した私立大学の特性である独自の伝統とカラーを、社会に対して象徴的に示す役割を担うべきである。この点は、社会において私立大学が果す存在意義のうち最も重要な点である。

総長は、学校法人の機関として、大学、附属の高等学校、中学校、研究所等法人に附置せられた諸施設の教学面を統括し、経営面において法人を代表する理事長とは違った意味での教育機関の代表者として対外的に折衝する役割を担うのである。

中学、高校、大学の一貫教育は、従来の中央大学においては必ずしも十全の成果を挙げては来なかったらみはあるが、今後はその点に力を注ぐことは必要なことであるし、日本比較法研究所や、中央大学経理研究所のように、他の大学には見られない充実した独自の研究施設についても、学校法人の有する独立の施設として法人に附置する建前を貫かなければならない。

総長は、これらの諸施設を総合的に統括する教学面での代表者として、学校法人中央大学の伝統とカラーを社会に対して表現する「シンボル」でなければならぬ。かつての慶応義塾の福沢諭吉や、早稲田の大隈重信に比肩し、創立者ではないが、中央にも原嘉道、林頼三郎等の「シンボル」があって、本学に今日の隆盛を築くことを可能ならしめたことは何人も否定できないところであろう。これらの例では、かかる逸材がいたからこそ「シンボル」となり得たといえる面もあるが、これに続く人材が輩出する可能性は少くないのであるから、自らその機会の芽を摘んで、大学の一層の興隆を妨げるようなことがあってはならない。総長というポストが残されてこそ、かかるポストにふさわしい人材が出て来るのである。

対外的に学校法人の教学面を代表し、その意味において中央大学のシンボルであるにふさわしい総長がその席に坐っていることは、それだけで本学の社会的評価の高揚に貢献し、本学への入学を希望する者の量的、質的増

加を齎らし、卒業生の社会での就職状況の好転に寄与し、これらがまた新しいよき伝統と大学のカラーの形成となつて本学の社会的評価を高める。このことはまさに、社会での公共性を高めることによって私学の健全な発達に貢献することにもつながるのである。

大学の学長にかかる総長の役割を果すことを期待することはできない。現行の中央大学学長に関する規則は、学長を各学部の教授会と、一定の職員で各互選した者による選挙によって選ばれた者につき理事会が評議員会の議を経て選任すると規定し、運用の現実においては、教職員間のみにおいて互選された者が選出されている。これは狭義の意味における大学の自治を保障する形をとっている点ではそれなりの意義があり、且つまた、前述した学校教育法第五十八条第一項の要請を満たしている。

しかしながら、私立大学における特性を十二分に発揮するに必要な総長に期待すべき前記の役割を学長に負わせることは、現行の学長に課せられた職務の量的、質的過重負担のため困難であり、又その選出につき実際上は教学側のみ委ねられ、全学的態勢がとられていない点にも問題がある。大学の構成員たる学生の後身であり、学生と同質的な意識に支えられている卒業生たる学員の意向を反映せしめることなくしては、私学「中央」のシンボルを選ぶことはできないのである。

(5) 慶応義塾では、学長、理事長の他に塾長を置き、学長を兼ねるが、一切の塾務を総理し、且つ塾務全般につき慶応義塾を代表することとされ、その選任方法としては、教学及び評議員（塾員が主体）から選ばれた者から成る塾長候補者銓衡委員会が塾長候補者を選び、評議員会に推薦するが、評議員会はこの候補者を承認しないことができる等々が規定されている。（慶応義塾規約、慶応義塾長候補者銓衡委員会規則）

明治大学では、評議員会で総長を選任し、総長はこの法人の設置する学校の教育を総括する。学長の任命については理事長の求めにより、学部連合教授会で候補者を銓衡し、評議員会の承認を受けてから理事長を任命する



が、評議員会はこれを否決することができる旨定められている。(学校法人明治大学寄附行為、同施行規則)

その他、日本大学、立教大学、同志社大学、立命館大学等いずれも類似の制度を有している。

早稲田大学は、総長を理事長とし、この法人の業務を総理し、この法人を代表させるとともに、この法人の設置する大学の学長とすると定め、この総長を選出する選挙人会の選挙人に、教職員でない商議員や校友を含む評議員を多数含ませている。(学校法人早稲田大学校規、総長選挙規則)

以上概観したとおり、他の有力私立大学にあっては、学長の他に総長を置く例が大部分であって、二者が同一人による場合でもその選出に当っては学員を含む評議員らが関与しているばかりでなく、学長の任命については評議員会が拒否権を有する旨を内規にはあるが明定しているのである。

(6) 私立大学における大学の自治は、学問の自由を守る為の制度的保障として、私立大学における研究と教育の自由を認めること、さらには人事・施設・学生管理についての自治を認めることを含むと解すべきであるが、しかし私立大学の設置の目的に照らしてその研究・教育についても一定の制約(例えば、キリスト教を奉ずる私立大学において、キリスト教を否定する理論を講ずることを禁止すること。)を附し得ることは憲法の解釈上も容認せられることである。

まして、人事・施設・学生管理等の自治は、教育・研究の自由を保障するための自治である以上、私立大学の設置の目的に照らして一定の制約があり得ることはむしろ当然である。これは大学の自治のうち管理者たる法人の調整上の権利として理解されるところである。(ホフシュエッター・メッツガー編 大学の自治参照)しかしそれにも拘らず、中央大学においては教員の人事の自治は保障され、従って、その研究・教育の自由は十分に保障されているのである。研教審のいう「学校法人権力」とか「校友圧力」とかいうものは本学には存在し得ない。

私立大学においては、これを設置する法人が社会に対してその大学の全責任を負っていることはいふ迄もない。外部からの圧力により、もし、中央大学における教育と研究の自由が脅かされるという事態が発生した時に、これを阻止し擁護するものが学校法人であり、総長はその際は法人における教学面の担当者として必要不可欠の存在となるに違いない。総長は、全教職員と全学員の総意に基づいて支持されている社会的な存在だからである。

(7) 総長は法人の機関であり内部的に見れば教学担当の理事ともいふべき存在であつて、理事会と学長との間の調整的機能を果たす役割を担っている。学長を職務上の理事とすることによっては必ずしも実現し得ない事柄もこれによつて解決し得ることが期待できるし、且つ可能である。総長の学長に対する教学面での「統理」はあくまで一般的指導監督に止まり、具体的な指導監督ではない。

## 二、役員に関する事項

### (一) 理事の定員

- (1) 現行基本規定第十条の理事の定員「八名以上十三名以内」を十五名以内と改める必要はない。
- (2) 定員を十五名以内と改めて第十二条に定める職務上の理事に学部長、事務局長を加えることには反対である。
- (3) 第十四条に定める事業理事を廃止し、常任理事を複数にすべきである。

### (理由)

(1) 現行基本規定によれば理事の定員の上限は十三名であり、これに職務上の理事たる総長、学長を加えれば十五名となる。総長が空席の現状でも十四名である。

社会機構の複雑多様化に伴い、規模拡大の一途を辿る大学において、法人の一切の業務を執行する理事会の構成員としての理事の職責は今後益々重くなることが予想され、それだけに評議員とは異なり、理事の数は少数精鋭主義により責任体制の確立を図ることが望ましい。

(2) 現行基本規定第十二条によれば、総長、学長は職務上の理事である。私立学校法第三十八条第一項第一号に規定されているものと趣旨であり、同条の立法趣旨が学校法人の教育面と経営面の調和をはかったものと解されていることからみても妥当である。このことは現行基本規定が教学面と法人の経営面の調和のために職務上の理事とすべきものは総長と学長で充分であるとの立場を採ったことを意味する。もちろん学部長、事務局長が理事に選任せられることはなんら差支えないのであるが、それは学校法人の機関としての評議員会が、その立場において理事として適任であるとして選任した場合に限られるものである。

学部長の選任は教学の問題であり、教授会に任されているのであって、教授会の多数の意向が学部長により法人の経営に責任をもつ理事会に反映されることも望ましいことではある。しかし、このためには基本規定第二十条第三項において、学部長らの理事会出席と、意見表明の機会が与えられているのであって、教学の担当者としての立場と、法人の役員としてその管理運営の責任を有する理事としての立場とは全く異質のものである。

中央大学の現状は学部長の全員が理事に選任されている。これは学園紛争という異常な状況下においてはやむを得ない措置であったとしても、恒久的な制度としてこれを認めることは妥当ではない。

学部長に選任せられるほどの教授は学者としても優秀な筈であるから、法人としては経営面の雑事から開放され研究と教育に専念し、立派な学問的業績を挙げる方向に努力されることを期待したい。

(3) 事業理事が学校法人の収益事業について、法人を代表し、単独で業務を執行することは独断専行の弊害を生じ易く、この制度は廃止すべきである。

また常任理事についてもこれを複数とし、総務、経理（財務）、管理、収益事業など担任を定めるとともに、常任理事会制を設けて機動性と慎重性との調和を図るべきである。

### 三、 理事会に関する事項

現行基本規定第二十三条第三項は改正する必要がない。

(理由)

前記のように学部長らを職務上の理事に加えないので、その必要を認めないからである。

四、評議員会に関する事項

(一) 選任評議員の定数について

現行基本規定どおり二百名以内とすべきである。

(理由)

(1) 私立学校法第四十一条は「学校法人に評議員会を置く」「評議員会は理事の定数の二倍をこえる数の評議員をもって組織する」とし、同法第四十四条は評議員となる者として当該学校の職員と当該学校法人の設置する私立学校の卒業生とをもって二本の柱としている。これは私立学校の特性にかんがみ、当該学校法人の管理運営についての職員(教職員)と卒業生(学員)との関係に相応の配慮をしていることを示すものである。

(2) このような法律の体裁の上からばかりでなく、私立大学においては前にも述べたとおりそれぞれの建学の精神に基づく独自の伝統とカラーがあるものであり、学生も受験生もこの独自の伝統の下にある大学のカラーと、それに対する社会的評価を慕って集ってきたものであるし、卒業生即ち学員もこの建学の精神と伝統の下に後輩を指導育成し、母校の興隆に寄与するため自己犠牲的精神の下に奉仕してきたのである。この意味において学生と学員とは共通の同質的意識を有するのであり、これがまた私学の伝統の形成に役立つのである。

大学において教員、職員、学生の三者が不可欠の構成員であることは勿論であるが、しかし大学での自由な研究、教育活動に参加するのはこの三者のみであると規定するのは、少くとも私立大学においては妥当しない。即ちこの思考は私立大学においては学員、学生、ひいては入学志望者が右のような共通の意識の下に一体となつて

当該私立大学の伝統と社会的評価を支えているという事実を無視するものである。このことは既成の理論や権威にとらわれずに自由な批判や創造を行う能力を培うことを学生に期待することとはなんら矛盾するものではない。

(3) 中央大学が現に全国二十四万人をこえる学員を擁する大世帯となった以上、各層、各地域の学員の母校の健全な発展的運営についての関心と声を可及的に広く求め、これを正しく結集する途を講ずることは一私立大学としての発展のため必要であるばかりではなく、公共性をもった社会的存立としての義務でもある。かかる必要を充たし義務を遂行する途は学員評議員の可及的拡大しかあり得ない。

(4) 選任評議員の定数を百名以内に減少させるという改正案の支持者は、おおむね次の各点をそのよりどころとするようである。

(イ) 現行の二百名やそれ以上の員数では実質審議もできず、責任も果し得ない。

(ロ) 他の私立大学では百名前後又はそれ以下の員数にしており、これらとの比較上世間相場からいっても多すぎることは好ましくない。

(ハ) 私立学校法第四十一条第二項は評議員の数につき理事の定数の二倍をこえる数と定めているところから、法律は二百名という多数は予想していない。

しかしながらこれは必ずしも現行二百名を減員すべきであるとする実質的理由とはなり得ないものである。すなわち、(イ)については決議機関であって二百名又はそれ以上の構成員を擁するにかかわらず実質的な審議を行い、且つまた責任をもっている例は国会、地方議会等その例は少なくない。このように数が多いことのみを以て実質審議や責任を果し得ないとする議論は一般的でなく、また百名であればその点で効果が異質的に変わってくるという保証もない点で妥当でない。現行の評議員会の審議の在り方について改善を図り、より実質的な審議を目指すならば、現行基本規定第三十四条を活用して評議員会がその権限に属する事項を十分に審議させる委員会を分

科別に設け、各分科会毎に少数の専門的委員によって実質的審議を尽くすことを期待することが本来の筋道である。(この点関西大学が評議員会に設置する委員会として、総務、人事、財政、学事、給与厚生各委員会を置いておくことは参考とならう。)この場合の、委員会ないし分科会は、あくまでも評議員会の下部組織であつて、その管掌し審議した事項はすべて全体の評議員会において承認を得べきことは当然である。かつて評議員会内に設置されたことのある常置委員会につき、その権限や設置の趣旨等について論議を生じたことがあつたが、そのよくな過去の事実があつたからといつて、そのことによりこの問題につき消極的な態度を採ることは誤りである。(ロ)について他大学の評議員の員数がより理想的であつてそれに合わせなければならぬとする合理的な根拠は見当らない。

(ハ)の理由は実質的な理由とはいえず、また私立学校法第四十一条第三項の立法趣旨にも則つておらず、形式的に見ても首肯し難い理由である。何故ならば、同法第三十五条第一項は理事の数につき五名以上と規定するのみで上限を定めておらず、第四十二条第二項は評議員の数を右の理事の数の二倍をこえる数とするだけであつて、これらの規定から百名以内でなければならぬとか、二百名であつてはならないとする結論を導くことは論理的に困難である。

(二) 選任評議員の構成ならびに選任方法について

- (1) 評議員会を教職員とそれ以外の学員評議員との同数により構成するものとする案には反対である。
- (2) 現行基本規定第二十八条第二項中「第一号の員数と合算して」の部分削除すべきである。
- (3) その余は現段階では現行基本規定を改正する必要はない。

(理由)

- (1) 評議員の定数につき二百名以内とする案を支持する理由として掲げた前記(1)(2)の事情のほか、私立大学の

もつ特色は、国や地方公共団体によって設置されるのではなく、学校法人により設置されたものである点である。この法人の業務に関し、理事会と評議員会は表裏一体となつてその意思決定や執行を分担し合うのであるが、これらの機関はこの法人により設置される私立大学の教職員と本質的に立場を異にするものである。すなわち後者は大学からの収入に依存しているもので、例えば、理事会、評議員会の予算問題の審議等につき利害の対立する場面もあり得るのであつて、教職員が法人の決議機関である評議員会に多数を占め、評議員会の意思決定を左右するが如き事態を生ずることは許さるべきではない。

(2) 法人の管理、運営につき教学の意見を最大限に反映させる必要性については決してこれを軽視するものではないが、その手段は学長が職務上の理事となり、また学部長が各教授会の主宰者としての行政的手腕によつて学側の意向をまとめ、各学部毎の立場において理事会に出席して意見を述べる機会を確保すること、さらには評議員会に半数には満たないまでも一定数の教職員たる評議員を送りこむこと等の現行基本規定下で認められる範囲内の手段によつて充分その目的を達し得るのである。

他の私立大学においても教職員たる評議員と、学员たる評議員とを同数とすることを原則とする例は少なく、むしろ学员たる評議員や学識経験者および功労者たる評議員の数を教員たる評議員より多くしているのが実情である。

(3) 選任評議員の任期、推薦方法、選任基準については今後充分検討し、その改善を図るべきである。

(4) 現行基本規定第二十八条は評議員銓衡委員会の構成について規定している。これによれば、理事三名（一号委員）、教員十名（二号委員）、職員三名（三号委員）、評議員会議長一名（四号委員）と計十七名が確定され、右の者および職務上の評議員を除く残留評議員で互選した者若干名（五号委員）としてその数は確定されていない。しかも同条第二項によれば、五号委員の数は第一号の員数と合算して二号および三号委員の合計と同数とす

るとされ、結局十名が予定されている。もともとこの規定は、理事は學員より選任されるものとの想定の下に制定されたもので、教学側と學員側との銓衡委員を同数とし、評議員会議長はその員数外にあって可否同数のときその可否を決するしくみとなっているのである。ところが現在のように教学出身の理事が選任されることとなると、この均衡は破れ、常に教学側が多数を制する結果となるのであって甚だ妥当を欠く。そこで理事は評議員会議長と共に全学的立場で中正公平な評決をするものとして、第二十八条第二項の「第一号の委員と合算して」を削除し、五号委員の数を二号および三号委員の数と同数とすべきである。

(三) 評議員会の議決事項について

(1) 基本規定第三十三条の評議員会の議決事項から、第三号、第五号および第六号を削除することには賛成であるが、第四号を削除してこれを諮問事項とすることには反対である。

(2) 同条第六号を諮問事項とすることには賛成である。

(理由)

(1) 現行評議員会の議決機関たる性質を明確に残す必要があることは前項までの理由中で指摘したとおりであつて、その趣旨を徹底するためにも現行の議決事項を理事会の権限に移行させることは最小限度に止むべきである。

(2) 第四号「この法人の業務に関する重要な規定の制定または改廃」を議決事項から削除する理由はない。「重要な規則」であるか否かの判定を理事会に委ねるならば実際の運用上も煩瑣に至ることはない。

以上三つの事項について意見を開陳したが、その余の事項については将来の機会に譲ることとした。以上